

令和 7 年 第 7 回
土浦市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日時および場所
令和7年7月16日(金) 午後2時
土浦市役所農業委員会室
- 2 議事日程
報告第29号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について

報告第30号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第32号 農地所有適格法人の報告書の提出について
報告第33号 非農地判断について
議案第26号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
議案第27号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について
- 3 出席した委員
1番 下村 幸男 2番 大和田 一夫 3番 山口 貴士
4番 萩島 一郎 5番 飯塚 利之 6番 浅野 均
7番 塙 佳樹 8番 柴 沼 栄 10番 飯島 栄
11番 川村 剛久 12番 岩 瀬 守
- 4 欠席委員
9番 菅谷 幸治
- 5 説明のため出席した者
事務局長 室町 和徳 農地係長 室町 直宏 主 査 中村 裕一
主 幹 小岩 友義
- 6 総会の大要 午後2時30分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は11名で、欠席委員は1名です。よって、出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。</p> <p>これより、令和7年第8回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議席番号1番 下村委員、議席番号2番 大和田委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項として、住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、ご起立してご質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせていただきます。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>報告第29号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第29号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>只今の報告について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご質問等もないようですので、報告第29号は原案どおりといたします。</p> <p>次に、報告第30号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第30号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご質問等もないようですので、報告第30号は原案どおりといたします。</p> <p>続いて報告第31号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。</p>

事務局	(報告第31号について議案書のとおり報告)
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご質問等もないようですので、報告第31号は原案どおりといたします。続いて報告第32号「農地所有適格法人の報告書の提出について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第32号について議案書のとおり報告)
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。
委員	以前、そばを耕作するというので借りていた法人ですか。
事務局	そうです。農地を所有したということで、農地所有適格化法人の報告書が提出されました。
委員	この法人はやめていたように思いますが、農地を所有したことで出してきたのですか。
事務局	はい、そうです。
議長	その他、ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご質問等もないようですので、報告第32号は原案どおりといたします。続いて報告第33号「非農地判断について」を事務局から説明願います。
	(報告第33号について議案書のとおり報告)
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご質問等もないようですので、報告第33号は原案どおりといたします。続いて議案に入ります。
	議案第26号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番から2番を、調査委員からご説明願います。
委員	議案第26号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を説明い

	たします。去る7月4日、委員3名と事務局3名で調査を行いました。
	1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆2,264㎡です。申請事由は、以前より申請地を借入れて耕作しており、今回譲受けることになったため、売買による所有権移転です。作付予定はレンコンです。
	2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑1筆676㎡です。申請事由は、自宅付近での耕作を希望しており、今回申請地を譲受けることになったため、売買による所有権移転です。作付予定は梅、ブルーベリー、みかん、大根、白菜です。
	調査委員の意見としましては、1番、2番ともに許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。
委員	売買価格を教えてください。
事務局	1番は1,027,500円、2番は800,000円です。
議長	その他、ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議もないようですので、議案第26号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、1番から2番を許可することに決しました。
	次に議案第27号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番から5番を、調査委員からご説明願います。
委員	議案第27号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の1番から3番までを説明いたします。去る7月4日、委員3名と事務局3名で調査を行いました。
	1番、2番は関連する案件ですので、併せて説明します。
	1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆1,064㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例が適用されない発電出力50kWを下回る規模です。
	2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆の一部91.9㎡で、転用事由は、申請地を、太陽光発電設備を設置するための搬入路として利用したい、今年末日までの一時転用による賃借権設定です。農地区分は第2種農地です。
	一般基準についてですが、転用の面積は事業の規模から見て適正と認められます。また設備の設置に伴う土砂の流失危険も想定されません。以上のことから許可相当と判断しました。
	3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆496㎡で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、贈与による所有権移転

議 長	<p>です。農地区分は第2種農地です。一般基準についてですが、転用の面積は自己用住宅の基準から適正と認められます。以上のことから許可相当と判断しました。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして、4番、5番の説明をお願いいたします。</p>
委 員	<p>4番、5番の説明をいたします。</p> <p>4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。現況 雑種地14筆 2,583.29㎡で、転用事由は、申請地を資材置場として利用したい、違反状態を是正したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。当該農地の一部は、先月の総会で農用地区域からの除外申請が出ていました。現地を調査しまして、違反状態ではあるものの、構造物はありません。資材置場として転用しても周辺農地への影響はないと考えました。調査委員としましては許可相当と判断しましたが、申請地の一部は霞ヶ浦用水の設備が埋設され、地上権設定がされています。土地に建物及び堅固な工作物の設置ならびに、1㎡当り1トン以上の荷重をしてはならないという条件がついています。この条件を守るようにという意見もございます。</p> <p>5番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 127㎡で、転用事由は、譲受人の仕事場が自宅となっており、来客用駐車スペースが確保できないことから、申請地を駐車場として利用したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。許可相当と判断しました。譲受人の自宅と申請地につきましては間に約2.7mの私道が入っております。使用される恐れもありますので、事務局の方から担当課の方に情報提供してそのようなことがないようにと申し上げたところでございます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、調査委員から説明がありました。ご質問等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>5番につきまして、調査した結果をお伝えします。道路ということでお話させていただきましたが、平成17、18年度に水路敷きということで農林水産課で管理している状態です。農林水産課に情報提供して、対応してもらうようにお話した状況です。</p>
議 長	<p>その他、ご質問等はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議もないようですので、議案第27号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、1番から5番を許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。事務局から説明願います。</p>

事 務 局	<p>議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」をご説明いたします。今月は全部で15件あります。農地中間管理機構を通しての賃借権設定が13件、農地中間管理機構を通しての使用賃借権設定が2件です。10番、11番については再設定になります。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ご質問等はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議もないようですので、議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」の1番から15番を許可することに決しました。</p> <p>以上で、令和7年第7回総会に提案されました全議案が終了いたしました。慎重なるご審議、ありがとうございました。</p>

令和7年7月16日

議 長

署名人

1 番

2 番